

大牟田市健康福祉推進会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における健康福祉施策を総合的に推進するために地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項及び食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定により本市に設置する大牟田市健康福祉推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務等)

第2条 推進会議の担当事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大牟田市健康福祉総合計画の策定及び進捗状況について調査審議すること。
- (2) 障害者基本法第36条第4項第2号及び第3号に掲げる事務を処理すること。
- (3) 食育基本法第18条第2項の事務を処理すること。
- (4) その他本市における健康、医療、福祉に関する施策に関し必要な事項について調査審議すること。

2 前項第1号の大牟田市健康福祉総合計画は、本市の次に掲げる計画により構成する健康福祉施策の総合計画とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画
- (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画
- (5) 障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画

(8) 食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画
(組織)

第3条 推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 健康、医療、福祉、教育、商工業若しくは農業に関する団体の代表者
又はその団体の推薦を受けた者

(3) 公募による市民

(4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めるとき、
又は特に必要があると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたと
きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長
の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を
求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があら

かじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条（第3項を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。

7 部会長は、部会における審議等の経過及び結果を推進会議の会議において報告しなければならない。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 推進会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年9月1日から施行する。

（関係条例の廃止）

2 大牟田市食育推進会議条例（平成25年条例第45号）及び大牟田市障害者計画推進委員会条例（平成25年条例第40号）は、廃止する。

（大牟田市附属機関設置条例の一部改正）

3 大牟田市附属機関設置条例（平成25年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中大牟田市地域福祉計画推進委員会の項、大牟田市いきいき長寿まちづくり協議会の項及び大牟田市健康づくり推進会議の項を削る。